

Title	〔最高裁判民事例研究 二七五〕 一、信用金庫の商人性 二、信用金庫取引約定書四条四項の趣旨 三、破産債権者が支払停止 又は破産申立前にされた取立委任に基づき支払停止又は破産申立の あったことを知ってした手形の取立と破産法一〇四条二号但書
Sub Title	
Author	宗田, 親彦(Minji soshoho kenkyukai) 民事訴訟法研究会
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.10 (1989. 10) ,p.95- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19891028-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁判事例研究 二七五〕

昭六三(判例時報一二九)
六号一三九頁

一、信用金庫の商人性

二、信用金庫取引約定書四条四項の趣旨

三、破産債権者が支払停止又は破産申立前にされた取立委任に基づき支払停止又は破産申立のあったことを知っていた手形の取立と破産法一〇四条二号但書

手形取立金返還等請求事件(昭和六三・一〇・一八最高裁第三小
法廷判決)

訴外Aは、自動車部品の販売業を営み、信用金庫たるY(被告・控訴人・上告人)との間で、昭和五二年一月二十七日、信用金庫取引約定書(以下「約定書」という。)を差し入れて信用金庫取引約定(以下「本件取引約定」という。)を締結し、訴外B会社等の取引先から売掛代金の支払のため取得したすべての手形につき、Yに取立を委任して譲渡裏書のうえ交付し、資金繰りのため必要となる都度、右手形の割引を受けるなどの取引を行ってきたものである。約定書四条には、「担保」との標題のもとに、「一項 貴金庫に現在差し入れている担保および将来差し入れる担保は、すべてその担保する債務のほか、現在及び将来負担するいっさいの債務を共通に担保するものとします。二項 債権保全のため必要と認められるときは、請求によって直ちに貴金庫の承認する担保もしくは増担保差入れ、又

は保証人をたてもしくはこれを追加します。三項 担保は、かならずしも法定の手續によらず一般に適當と認められる方法、時期、価格等により貴金庫において取立または処分のおえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、なお残債務がある場合には、直ちに弁済します。四項 金庫に対する債務を履行しなかつた場合には、貴金庫の占有している私の動産、手形、その他の有価証券は、貴金庫において取立または処分することができるものとし、この場合もすべて前項に準じて取扱われることに同意します。」と定められている。

約定書には、右第四条のほかに、(1) Aについて支払の停止又は破産の申立があつた場合には、Yから通知、催告等がなくても、Yに対する一切の債務について当然期限の利益を失い、Aは直ちに債務を弁済する旨(五条一項)、(2) Aが手形の割引を受けた場合、Aについて支払の停止又は破産の申立があつたときは全部の手形について、また、手形の主債務者が期日に支払わなかつたときはその者が主債務者になつている手形について、Yから通知、催告等がなくても当然手形面記載の金額によって買い戻す義務を負い、直ちに弁済する旨(六条一項)の定めがあり、これらの約定書の規定は昭和五二年一月一日に約定書の一部についての変更の合意をした際にも変更されなかつた。

訴外B会社は、昭和五五年二月二十八日及び翌二九日に不渡手形を出

し銀行取引停止処分を受けて事実上倒産し、B会社とその関連会社を主要な取引先とするAは、資金繰りに窮し、同年三月四日債権者の追及を避けるため閉店して支払の停止をし、同月二日債権者から破産の申立をされ、同年四月一七日破産宣告を受けるに至り、Xが破産管財人に選任された。

訴外Aは、Yに対し、昭和五四年十二月十九日に約束手形目録記載1及び2の手形につき、昭和五年一月二六日に3ないし7の手形につき、同年二九日に8及び9の手形につき、同年二月二六日に10ないし12の手形につき、いずれも取立を委任して譲渡裏書のうえ交付し、Yは、前記支払の停止及び破産の申立の破産宣告がされるまでの間に、支払の停止があることを知りながら5及び7の手形（金額合計五〇万〇八〇〇円。以下「甲手形」という。）を、破産宣告後同年八月七日までの間に1ないし4、6及び8ないし12の手形（金額合計三八六万七三九九円。以下「乙手形」という。）を、それぞれ取り立てた。

Xは、Yに対し同年七月一七日到達の内容証明郵便で、手形の取立を終了したものについては取立金を、取立未了のものについては手形を同年二二日までに返還するように請求した。

Yは、同年三月二二日Aについて破産の申立があったため、約定書六条一項に基づき、遅くとも同日にはAに対し、同人の依頼を受けて割り引いていた別の約束手形三通の買戻請求権を取得し、Aは、約定書五条一項により、同月二三日右買戻債務につき履行遅滞に陥った。

Yは、昭和五七年七月二八日の口頭弁論期日において、Xに対し、前記約束手形三通を呈示して、その買戻請求権を自働債権とし、XのYに対する本件手形取立金引渡請求権等（合計八九六万八〇三九円）を受働債権として対当額で相殺する旨の意思表示をした。

これより前の昭和五年三月三日、AはYの要求に従って本件甲手形と乙手形についてYと譲渡担保設定等契約およびAの建物について根抵当権設定契約を締結し、翌同月四日建物につき根抵当権の登記をした。

Xは、破産法七二条一号、四号に基づいてYに対し右の譲渡担保設定契約及根抵当権設定等契約を否認し、甲手形および乙手形の手形取立金の支払を求め、Yは約定書四条四項によって、Aから本件各手形の交付を受けたときに、Aの債務不履行を停止条件とする本件甲、乙手形の譲渡担保契約もしくは質入契約が成立する旨の合意があり、本件手形をAから取立委任を受けてYが占有し、Aは昭和五年三月二二日破産申立を受け、Aは全債権について期限の利益を失い、本件割引各手形の買戻義務が生じて右の停止条件が成就して、本件各手形につき別除権を有すると抗弁を主張した。Yは仮定抗弁として、手形取立金債務を負担するとしても、右の手形買戻請求権を自働債権とし本件各手形取立金返還請求権を受働債権として昭和五七年二八日対当額で相殺した旨主張した。Xはこれに対し甲手形は破産の申立後それを知って取り立てたものであり相殺は許されない旨、乙手形は破産宣告後に各々取立てたものであるが、手形取立権限を授与する準委任契約は民法六五三条に基づき破産宣告により消滅するから、乙手形取立金は破産財団に属することを再抗弁として主張した。第一審は、昭和五二年一月二七日取引約定では、手形取立金をAの債務の弁済に充当しうるものではあるが、手形の交付によって債務不履行を停止条件とする譲渡担保契約ないし質入契約が成立することを予め合意したものとみられない旨を述べ、Yのこれによって生じたという別除権を否定し、かつ相殺について、乙手形は破産宣告後の取立てであり、これは準委任契約終了後であるから不当利得となるので乙手形の手形取立金をXへ返還すべしと判

示し、甲手形はAの支払い停止前にYに裏書交付したものであるが、破産法一〇四条二号但書の債務負担の原因とは債務負担の具体的、直接的原因をいうものと解し、「右手形につきYが取引先(A)の危機を知る以前に担保権を取得していたとか、取引先が右手形の取立委任を撤回しえない旨の特約があるなど手形取立金返還義務を受働債権とする相殺の担保的機能についての信頼を保護すべき事情の存する場合でない限りは、右手形の取立委任自体が右の債務負担の具体的、直接的原因に当るものということはでき」ないと説示して、相殺を禁止する旨判示した。それゆえ第一審ではX勝訴、Y敗訴。Yから控訴。

Yは控訴審で、新たに信用金庫Yは商人であり商事留置権(商法五二一条)を有し、本件各手形につき商事留置権を有する旨主張した。控訴審は、信用金庫は信用金庫法により設立される法人であり会社(商法五二一条等)とは異なり商人性を有するものとして規定されていないので商人と解しえないとしてYの商人性の主張を退け、かつ昭和五年三月三日の本件各手形の譲渡担保契約及建物の担保権等についてXの否認を認め、相殺についても乙手形取立金は、宣告により手形の取立委任が民法六五六条、六五三条により終了するため不当利得としてXに返還すべきとし、甲手形は取引約定四条四項は三項ともにもみで、実質的な債権担保の機能を営むが、しかし取引約定は債権契約であって、Yが四条四項に基づいて有する取立及び処分権限なるものは法律上の担保権でないとし、相殺に関する破産法一〇四条二号但書の「前の原因」については「債務負担の具体的かつ直接の原因を指し破産申立前に成立した手形取立委任契約のごときものを指すのではない」とし、さらにYは本件手形を担保目的で取得したものでなく、さらに約定書四条四項、五条は、Aが取立委任を撤回しない特約ではないとし、本件手形取立金返還債務と

Yの貸金債権、手形買戻請求権との対応関係は明確でないから相殺の期待は元来それほど大きくないとして相殺を禁止し、いずれも商人性の判断を付加した点を除いて第一審と同様に判示した。X勝訴、Y敗訴。Yから上告。上告理由は、(一)三月三日の担保権設定の否認についてAの悪意はない旨主張し、(二)約定書四条四項がAの債務不履行を停止条件とする手形の譲渡担保もしくは質入契約の合意、(三)同条項は手形の担保権設定ではないとしても、Yが独自の権限に基づいて手形を取立で、これによる取立金をAの債務の弁済に充当できる旨を定めたものとの主張、(四)信用金庫の商人性と商事留置権、(五)本件手形の取立委任は甲手形と乙手形の両方を昭和四年二月二十九日から昭和五年二月二十六日の間に通常裏書の方法でYは取得し、これはいずれもAの支払停止日(昭和五年三月四日)以前の取得であり、原判決は手形金取立の時を破産法一〇四条二号但書の返還債務の負担の「原因」とするが、それは本件各手形の取立委任を受け、裏書交付を受けたときと解するべきであるから本件相殺はいずれもこの原因に該当し相殺禁止に触れず、有効である等と主張した。

上告審判決。甲手形金の相殺につきY勝訴(破棄自判)、乙手形金の返還及び否認につきX勝訴(上告棄却)。

上告審判決理由は以下のとおりである。否認権の行使について原判決を正当とした上で、信用金庫の商人性と商事留置権については、「信用金庫法に基づいて設立された信用金庫は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するために設けられた協同組織による金融機関であり、その行うことのできる業務の範囲は次第に拡大されてきているものの、それにより右の性格に変更を来しているとはいえず、信用金庫の行う業務は営利を目的とするものではないといふべきであるから、信用金庫は商法上の商人に当たらない

と解するのが相当である。そして、信用金庫の行うことのできる業務の性質が右のとおりである以上、特定の取引行為についてだけ信用金庫が商人に当たると解することもできないといふべきである。」と、約定書の規定の解釈に関して、「約定書四条四項の趣旨について考えるに、同条一項ないし三項が「担保」との文言を用いて担保の設定、処分に関して定めているのに対し、同条四項が「担保」との文言を用いていないこと、及び同条項の内容等に徴すると、同条項は、信用金庫の取引先がその債務を履行しない場合に、信用金庫に対し、その占有する取引先の動産、手形その他の有価証券を取り立て又は処分する権限及び取立又は処分によって取得した金員を取引先の債務の弁済に充当する権限を授与したにとどまるものであって、右手形につき、取引先の債務不履行を停止条件とする譲渡担保権、質権等の担保権を設定する趣旨の定めではなく、取引先が破産した場合には、民法六五六条、六五三条の規定により右の権限は消滅すると解するのが相当である。」と判示する。ついで相殺禁止に関する前に、破産者との間で、破産者が債務の履行をしなかったときには破産債権者が占有する破産者の手形等を取り立て又は処分してその取得金を債務の弁済に充当することができる旨の条項を含む取引約定を締結したうへ、破産者から手形の取り立てを委任されて裏書交付を受け、支払の停止又は破産の申立のあることを知ったのち破産宣告前に右手形を取り立てた場合には、破産債権者が破産者に対して負担した取立金引渡債務は、法一〇四条二号但書にいう「前ニ生ジタル原因」に基づき負担したものに当たると解するのが相当である。」と判示した。これを甲手形、乙手形についてみると、「本件取引約定に基づき昭和五五年一月二六日AはYに対し甲手形につき取立を委任して譲渡裏書のうへ交付し、Yは右支払の停止及び破産

の申立のち破産宣告がなされるまでの間に甲手形を取り立て、Aに対して取立金合計五一〇万〇八〇〇円の引渡債務を負担するに至ったのであるから、右取立金引渡債務は、法一〇四条二号但書にいう「前ニ生ジタル原因」に基づくものに当たるといふべきである。甲手形に関して、前記手形取立委任契約（本件取立約定）が取立金引渡債務の具体的なかつ直接的な原因に当たらないことを理由に、取立金引渡債務が同号但書の場合に当たらないとしてYのした相殺の効力を認めなかった原判決には、法令の解釈適用を誤った違法があるといふべきであり右の違法が判決に影響を及ぼすことは明らかであるので、この点をいう論旨は理由がある」としてこの点を破棄自判し、「Aは、Yに対し、乙手形につき取立を委任して譲渡裏書のうへ交付したものであるところ、右の取立委任はAが破産宣告を受けたことにより終了し（民法六五六条、六五三条参照）Yは被告上告人に対して乙手形を返還する義務を負うに至ったと解するのが相当である。そうすると、Yは取り立てて得た手形金については不当利得としてXに対し返還すべき債務を負っており、右債務が破産宣告後に生じたものであって法一〇四条一号に該当することは明らかであるから、Yが右債務を受働債権として相殺することは許されないとすべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」として、この点は上告を棄却した。

判旨一、二、三ともに賛成する。

一 本判決は、信用金庫の商人性（判旨一）、信用金庫取引約定四条四項の趣旨（判旨二）、そして破産法一〇四条二号但書の「原因」について支払停止前の手形の取立委任による支払停止後の手形取立に関して（判旨三）判示し、それぞれ判旨一は

否定し、判旨二は担保権を否定し、判旨三は「原因」とは手形の取立委任を指し手形の取立ではないことを判示し、判旨一、二、三とも最高裁として初の判例として意義がある。

二 判旨一については、信用金庫は信用金庫法に基づく協同組織による金融機関（戦前の市街地信用組合が昭和二五年に組織変更されて信用協同組合とされた）であり、類型化すると信用協同組合に含まれる。信用協同組合については最判（第二小法廷）昭和四八年一〇月五日（判例時報七二六号九二頁）が商人性を否定している。（通説でもある。しかし村橋時郎・協同組合法論二二頁以下は、組合員以外の第三者との取引においては組合は商人であるとする。信用協同組合（たとえば中小企業等協同組合法九条の八）と信用金庫（信用金庫法五三条）と相互銀行（相互銀行法二条）並びに銀行（銀行法一〇条）の業務等と比較してみると信用協同組合は、相互扶助性（中協法一条、五条一項一号）、非営利性（同法一条、五条一項四号、九条、五条二項前段、五九条二項、協同経営性（同法一条）、事業者と利用者の同一性（同法一条、五条一項四号、九条の八第一項、五九条二項）、組合員の平等性（同法一条、五条一項三号、同条二項後段、一一一条一項、三五条八項）、組合性（同法四条で法人格が付与されているが、実質は組合とされる、村橋・前掲書一〇〇頁）を有し（出資は一〇〇万円以上、協同組合による金融事業に関する法律第二条二項）、その業務は組合員を対象とする貸付・手形割引・預金・定期預金・これらの付帯事業、内国為替取引等、および組合員以外を対象とする預金・貸付・手形割引等を行う。

信用金庫には、営利事業の禁止の規定は特になく（農協法八条、消費協法九条にはこれがある）会員によつた協同組織による国の大衆のための金融機関（信用法一条）で、出資金の最低額（一億円）が法定され（同法五条）、その業務は、会員を対象とする預金や定期預金・貸付・手形割引・為替取引等、会員以外を対象とする預金や定期預金・貸付、国債の引受・手形割引等を行う。つぎに銀行は、銀行業（銀行法二条二項、一〇条）として預金・定期預金・貸付・手形割引・為替取引・国債の引受等を行い、構成員の内外の区別はなく、株式会社でなければならない（同法五条一項）。相互銀行は、国民大衆の金融の円滑と貯蓄の増強を目的とし（相互銀行法一条）た株式会社であり（同法五条一項。なお資本金は四億円以上とされている。同法五条二項）、業務は預金・貸付・手形割引・為替取引で、これらは中小企業（従業員三〇〇人以下）に限定されているが、それ以外の者とも一定の取引をすることはできる。

信用金庫は、株式会社でない点で銀行、相互銀行と相違し、クローズドなメンバー（信金法一〇条一項。事業規模は三〇〇人以上の者）を取引の中心に置く点で信用協同組合と同一であり、銀行、相互銀行と異なる。業務については信用金庫は、信用協同組合よりは銀行に近いものの大差はない。

商人とは、自己の名をもつて商行為を業とする者（商法四条一項）をいい、「業とする」とは営利の目的をもつて同種の行為を反覆継続することであるが、この商人概念に該当するか否か

についてみるのに、銀行は全くオープンな、相互銀行も制約はあるものの一応解放されたものであるのに対し、信用金庫、信用協同組合はクローズドな構成員との取引を中心に置くものといえる。しかし、クローズドな構成員を取引の中心に据えても、なお同種の業務を継続的集団的に行うことはできるから、クローズドか否かは商人性の直接の決め手にはならない。判旨一は、信用金庫の取引がオープン化されつつあることは認めるものの、取引の中心はなお会員とのそれにあるとしており、現象形態と法形式のずれは感じるが、基本的にはなお信用金庫はクローズドな取引中心とみてよいと考える。しかし判旨一はこれだけを基準に信用金庫の商人性をきめているとみるべきではなく、それに続く信用金庫の取引には営利性の無い（すなわち収支の相償うことを目的としない）ことを根拠として商人性を否定しているともみるべきである。信用金庫は、クローズドな会員のための相互扶助的な金融機関であって、その取引の中心は会員との取引であり、そこから、かかる取引は営利目的のものでないともみることができ、また銀行取引（商法五〇二条八号）も営業として行うときに商行為とみなされるのであり、これも右の点から信用金庫には否定されるので、信用金庫はこの営利性と商行為性の両面から右の商人に該当しないと見える。また手形割引（商法五〇一条四号）をする点についてのみ、もしくは一定の者（たとえば非会員取引）との取引についてのみ商人性を認める見解については、前者は商行為概念でカバーできるのであ

って、さらに概念を区分化する必要はないし、後者はこのように分類して検討することも不可能ではないが、そうすると結局商人概念を分化し、ひとつの法主体を分裂させることになるので、当面のところ容れられない。それゆえ判旨一に賛成する。

三、判旨二について、信金取引約定四条四項の解釈については、同趣旨を定めた銀行取引約定四条四項の判例・学説が参考になる。すなわち多数説は本判決と同様に取引約定第四条四項の規定から担保権を生じるものではないとする（御室・銀行取引約定書（堀内仁先生傘寿記念論文集一一四頁、石井・新銀行取引約定の解説三〇頁、新銀行取引約定書ひな型の解説七一頁等）。判例も同様である（名古屋地判昭和五四年二月二七日判例時報九三六号一一四頁、伊藤進・判例評論二五五号三八頁）。しかし学説には担保権として認めようと模索している方向がみえる。取引約定四条四項につき、取引先が遅滞に陥ると銀行が有する取引先に対するすべての債権の共通担保になるとする見解（鈴木（稔）ほか・注釈銀行取引約定三〇頁、同・注釈民法（17）二四七頁）があり、この見解は個々の物が銀行の占有に委ねられたときに停止条件付担保権設定契約が成立し、条件成就により銀行は担保権を取得するとする。これは四条四項の定めだけでは将来何が銀行に保有されるかが判らないから担保権契約とはいえないという批判を回避しようとするものであるが、四条四項の合意から当事者間に右の条件付担保権設定の予約たる合意があるとまでみることには無理があらう。とめおき手形（約定書八条三項）に關しても、銀行が

保有する手形を他の債権の担保とすることも可能であつて、そのように特約しておくことも可能であるという見解（吉原・銀行取引の諸問題（第三集）二二九頁）や、広義の担保権とする見解（鈴木正和「買戻手形と銀取入条のとめおき権の効力」金融法務事情六八九号一九二頁）、さらにとめおき手形を隠れた取立委任裏書でなく隠れた質入裏書とする見解（和仁亮裕・ジュリスト六四五号一二七頁（大阪地判昭和四九年三月一八日判決判例時報七四二号四六頁の判批）がある。たしかに四条四項は約定書の担保と題される条文の位置を有するが、約定書成立過程において四条四項から担保の文言を削除して制定し（御室・前掲書一〇三頁）、その後昭和五二年四月一九日の約定書の改正に際しても文言は改められなかつたことや、別の手形の買戻請求権と手形割引で取立てた取立金返還請求権の間に被担保債権と担保権というリンクされた関係は四条四項の文言と取引約定成立時点での当事者の意思からはみてとれない点から、四条四項によって担保権が成立するとはいえないのである。そこで右の学説のように銀行が物を保有してきたときに条件付担保権が成立し、手形不渡その他によって条件成就による担保権成立とみる見解が登場するのであるが、しかし、右のとおりそれは採りえず、さらに本件のように取引先が破産になるとその担保権は支払停止後の担保設定となり否認は免れないのである。

問題は、金融実務において譲渡担保設定による手形裏書で取得した手形と隠れた取立委任裏書による手形裏書が手形上は区

別がつかない点である。手形を信用金庫が取得したときに譲渡担保を設定して取得すれば、担保権として破産の前後を通じて（回収が図れるのに、単に隠れた取立て委任裏書をうけて保有していたときは担保権としてみとめられず、かつ破産後に未取立の手形があるとそれを返還しなければならぬことになるアンバランスである。しかし信用金庫は譲渡担保契約をして手形を取得するべきであり、それをしないで取得した手形は担保として扱えないというのはやむをえないというべきである。

つぎに隠れた取立委任裏書の性質については、資格授与説では手形は取引先が破産したときに破産財団に属する。これに対して通説判例の信託裏書説ではその法的構成からは破産財団に属しないことになるが（石井・手形小切手法二四九頁）、この場合でも破産の場合は実質的關係でみるべきだとして手形は破産財団に属するという見解も存する（鈴木・手形小切手法二七二頁）。手形の権利移転に関する有因論の立場からはこの場合は手形は破産財団に属することになる。信託裏書説に立つても本判决のように破産により準委任契約の終了による返還（民六五六条・六五三条）が図られる。これが認められないときには条件付債務でも相殺可能である（破九九条）から結論の差異は重大である。この準委任契約の消滅については、委任者の破産による契約の終了は疑いの余地はないし、これが担保権でない以上結論的にも妥当である。

四、相殺禁止と禁止の解除に関する破産法一〇四条二号但書の

問題（判旨三）については、支払停止等より前の「原因」があることによる相殺禁止の解除は、相殺の期待利益の保護にある。この「原因」は直接的なものである必要がある点では一致している（宗田・全訂破産法概説二六七頁）。これは相殺禁止の解除という例外的措置であるから制限的に解することが妥当であることと、実際上も右の相殺の期待が具体的直接的であってはいじめ保護されるべきであるから妥当であるといえる。問題は、その具体的場合の処理である。本件では、まず(イ)信金取引約定があり、ついで(ロ)手形の裏書譲渡があつて、そうして(ハ)手形の取立があるわけである。本判決は、(イ)があつて(ロ)がある場合には、(ハ)ではなくて(ロ)をもって「原因」といえるとしている。要は信用金庫が相殺の期待を有して当然であるとみられる時点の索定であるが、(ロ)によって、当事者間では、手形の取立がなされた場合に信用金庫は取立金返還債務を負担するという意思があるともみられ、ここから信用金庫は手形を取立てた場合には自己の有する債権と相殺できるといふ合理的な期待を持つといつてよい。法文は「原因」といつて「要件事実」を要求しているわけではないから、右の信用金庫の債務負担が、「手形を取立てた場合は」という前提ないし条件（宗田・前掲書二六九頁参照）があつても右の原因というには充分である。それゆえ(ハ)の時点においてはじめて直接的な原因を生じるといふ見解は、相殺に供する債務の発生・効力要件の具備すを要求することになるが、相殺の期待利益の生じる要件としての「原因」を求める法文以上に

狭く債務の発生・効力要件を求めるものであつて妥当ではない。それゆえ本判決に賛成する（従来からの筆者の解釈と同一である。宗田・前掲書二六八頁、同旨・谷口倒産処理法二三八頁、反対、青山「倒産における相殺とその制限」金法事情九一〇号九頁）。

つぎに右の(イ)のない場合に(ロ)の段階で「原因」ありといえるか、それとも(ハ)の段階まで必要なかである。(イ)のある場合には(イ)と(ロ)が相俟つて(ロ)の時点までくれば原因ありといえるという意味があつて、本判決もかような表現を用いているものであり、この場合はよろしいが、(イ)のない場合に、信用金庫が債務者から手形の取立の委任をうけて譲渡裏書の方法で手形を取得したとき（つまり(ロ)の段階）に、信用金庫は手形の取立金は自己の有する債権と相殺できるといふ期待を持つか否かといえは、債権者としてはこれを相殺に供しうる材料として当然期待するであろう（反対・伊藤（真）破産法二六〇頁）。それゆえこの場合も相殺してよいと解する。

（平成元年四月二〇日稿）

宗田 親彦